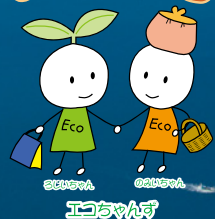


平成22年
4月1日から

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく

開発事業地球温暖化対策 計画書制度がスタートします

CCかわさき



開発事業地球温暖化対策計画書制度は、当該事業終了後、
長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、
自主的に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるような取組を促し、
地球温暖化対策を推進することを目的としています。

対象となる事業

開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものが対象となります。

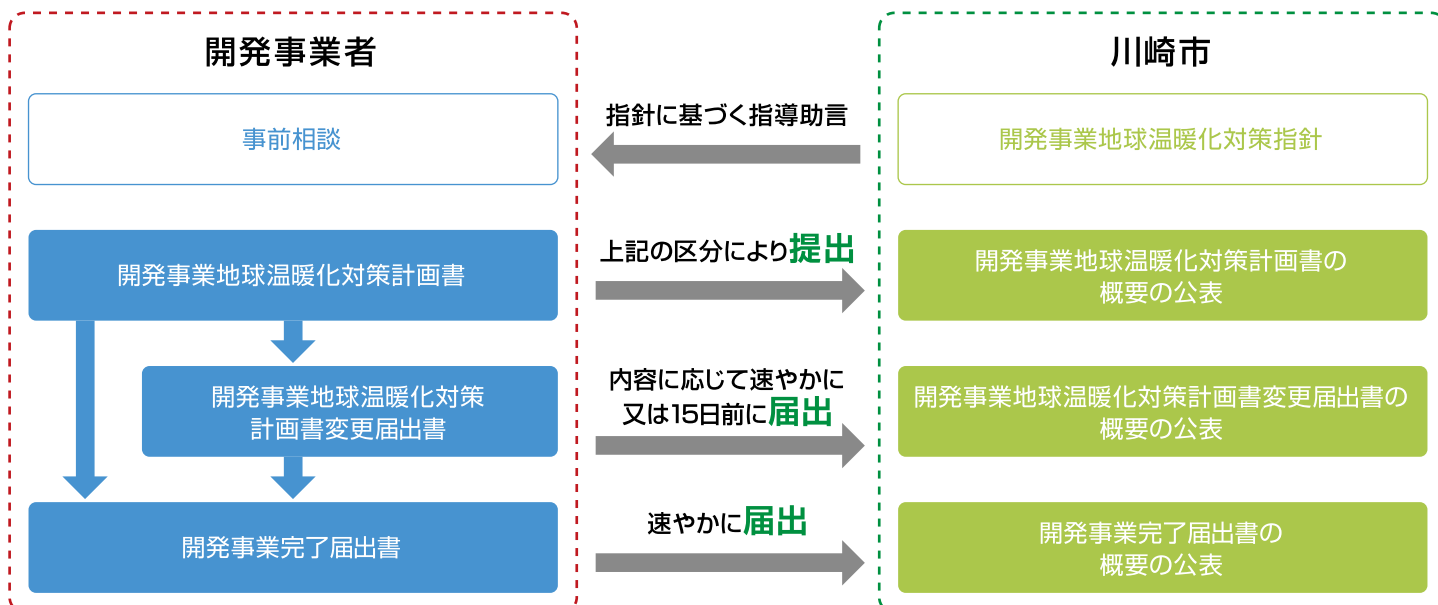
計画書の提出等

計画書の提出は事業の内容により異なります。次の区分により提出してください。

- ①川崎市環境影響評価条例の指定開発行為に該当するもの
→ 環境影響評価準備書を提出する日まで
- ②①以外のもの
→ 開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前まで



■提出の流れ

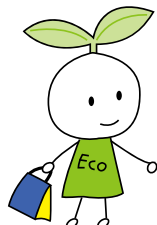


内容の公表

提出・届出いただいた開発事業地球温暖化対策計画書等の概要は、担当窓口及び川崎市のホームページで公表します。なお、図面等は公表しません。
詳細はHPをご覧ください。



開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等



具体的な地球温暖化対策を検討していく上では、開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等を定量的に把握し、どのようなエネルギーを用いるか、さらにはどのような地球温暖化対策を講じるかなど、全体のエネルギーの有効利用を考えていくことが重要です。

このため、開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等や、対策による削減量を計算し、資料として提出いただきます。

温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置内容

開発事業の内容に応じて、次の温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を検討し、計画に盛り込んでください。

- エネルギーの使用の合理化(エネルギー高度利用技術の導入など)
- ヒートアイランド現象の緩和(植樹等による日陰の形成など)
- 交通環境への配慮(電気自動車用充電インフラの整備など)
- 緑の保全と緑化の推進(建築物の屋上等の緑化)
- 工事に係る配慮(環境負荷の少ない資材の調達など)

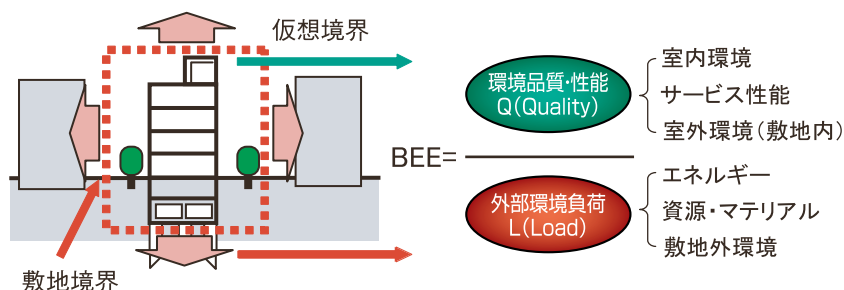


再生可能エネルギー源の利用の検討

立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、再生可能エネルギー源を利用した設備の導入について検討し、その内容を計画書に記載してください。

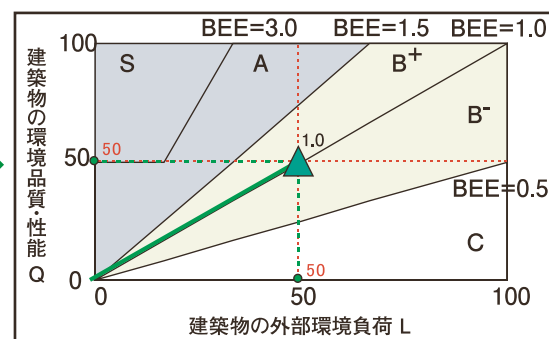
特定建築物の総合評価の目標

開発事業の予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第127条の4第1項の特定建築物(床面積の合計が5,000m²を超える建築物)に該当する場合は、川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)による総合評価について、具体的な目標を設定してください。



より良い環境品質・性能(Q)の建築物を、より少ない外部環境負荷(L)で実現するための評価システム

建築物環境性能効率BEE



●詳しくはHPをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/jyourei/index.htm>

■お問い合わせ先

川崎市環境局地球環境推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 窓口は川崎市役所第3庁舎17階です

TEL:044-200-2545 FAX:044-200-3921 E-mail:30titan@city.kawasaki.jp

